



# 令和7年分 所得税・消費税の 確定申告相談のご案内

## ※マイナンバーカードを必ずご持参ください。

※本年はマイナンバーカードの有効期限にあたる方が多いので更新忘れにご注意ください！  
税務署の收受日付印押捺の廃止により、当会で申告書類等をお預かりは出来ません。e-Tax(電子送信)が出来なかった場合には、申告書類等をご自身で提出していただきます。1回のご来所で終わられるようご準備ください。

【所得税の申告期限・納付期限】→納付書はご自身で準備をお願いします。

令和8年3月16日(月)

口座振日:令和8年4月23日(木)

【所得税の延納日・口座振替日】

令和8年6月1日(月)

口座振日:令和8年6月1日(月)

【所得税の予定納税の納付期限・口座振替日】→必ずご確認ください。

第1期:令和7年7月31日(木)

第2期:令和7年12月1日(月)

【消費税の申告期限・納付期限】→納付書はご自身で準備をお願いします。

令和8年3月31日(火)

口座振日:令和8年4月30日(木)

【消費税の中間申告期限・納付期限(年1回の場合)】→必ずご確認ください。

令和7年9月1日(月)

口座振日:令和7年9月29日(月)

**確定申告のための事前資料です。  
必ずお読みください。**

~このご案内がお手許に届き次第、確定申告期のご予約をお取りいただけます。~



一般社団法人大森青色申告会

# － 目 次 －

- 1.確定申告期の相談スケジュール .....p.1
2. 来所時の手順について ..... p.2
3. 持参書類のチェックリスト ..... p.4
4. 添付書類の見本 ..... p.6
5. 同封書類一式について ..... p.8
6. その他の注意事項等 ..... p.10

## 【記帳相談をご希望の方へ】

記帳の相談は、原則4月～11月末までです。  
12月～1月は、年末調整及び確定申告事前指導の期間です。  
なお、1月29日～3月31日までは確定申告期間となります  
ので、ご来所の度に協力金を頂戴いたします。

## 【確定申告期のお問い合わせについて】

指導人員に限りがありますので、この期間の電話でのお問い合  
わせはご遠慮ください。

税制等のお問い合わせは、国税相談専用ダイヤル  
『[TEL:0570-00-5901](tel:0570-00-5901)』へお電話をお願いします。

# 1.確定申告の相談スケジュール

所得税予約制期間  
(消費税簡易課税のみ可)

**TEL 03-3771-8859(完全予約制)**

※予約枠には限りがあります。

令和 8 年 1 月 29 日 (木)

～ 令和 8 年 3 月 11 日 (水)

予約時間:午前9時～11時の30分毎、午後1時～4時の30分毎

2月21日・2月28日・3月7日の土曜日は午前中のみ予約ができます。

昨年から「確定申告期予約の確認はがき」をお送りしておりません。ご自身でメモ等をおとりください。一人でも多く相談を承るためにキャンセルの場合は早めにご連絡ください。

相談員の指名がある場合はこの期間をご利用ください。指名の場合は順番が前後しお待たせする場合があります。なお、税理士の指名は一切お受けできません。

★準会員の方も予約が必要です。必ず人数分の予約をお取りください。

★正会員・準会員の方以外の申告相談はできません(旧A申告者を含む)。

★消費税の申告相談は、簡易課税制度を選択適用されている場合のみ所得税の申告相談と同時に予約できます。

★予約時間までにお越しください。遅れる場合やキャンセルする場合は必ずご連絡ください。

連絡のない場合又は10分以上経過した場合はキャンセル扱いとなります。

所得税先着順期間

先着順期間は混雑が想定されます。

可能な限り予約期間中にご来所くださいますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月 12 日 (木)

～ 令和 8 年 3 月 14 日 (土)

受付時間 午前9時～午後3時30分(先着順)

3月14日の土曜日は、午前10時30分までの受付です。

各種感染症対策のために整理券の配布など、混雑を避ける対応をさせていただきます。

★準会員の方も受付が必要です。必ず人数分の受付をしてください。

★正会員・準会員の方以外の申告相談はできません(旧A申告者を含む)。

★この期間の消費税の申告相談は、簡易課税を選択適用されている場合であってもお受けできません。

★LINE友だち登録で待ち時間が分かります。ご活用ください。

消費税指導期間(先着順)

当会公式LINE



令和 8 年 3 月 18 日 (水)

～ 令和 8 年 3 月 31 日 (火)

受付時間:午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分

この期間に土曜日の営業はありません。

先着順で承ります。各種感染症対策のために整理券の配布など混雑を避ける対応をさせていただきます。場合があります。

★所謂2割特例を適用される方は、ご自身が適用可能かどうかのご理解・把握をお願いいたします。

★本則課税(簡易課税以外)の方で、帳簿等に著しい不備がある場合は、ご相談をお断りする場合がございます。

会費の未納がある場合には相談をお断りさせていただきます。  
必ず納入をお願いします。

## 2. 来所時の手順について

### 【申告相談日当日の流れ】

- ① 受付にて会員カードをご提示ください  
※紛失した場合等は、電話番号等で会員情報を確認いたします。  
※準会員と一緒に相談される場合は、相談する全員分の受付をしてください。
- ② 受付番号の記入された受付用紙をファイルに入れてお渡しします。
- ③ ご相談及びご提出時に確定申告期協力金のご協力をお願いしております。(この期間にご利用の方すべての方が対象です。)  
来所のつど受付にてお支払いください。準会員の方も別途お願いします。  
※今年度は所得税 2,000 円以上、消費税簡易課税 2,000 円以上、消費税本則課税 4,000 円以上の協力金をお願いしています。お支払いいただいた協力金は諸会費として経費計上してください。
- ④ 受付用紙の入ったファイルに別紙でお配りしております『同封書類一式』内の『事前確認資料』を入れて 2 階の指導会場に移動してください。
- ⑤ 案内画面に受付番号が表示されたら指導席に移動してください。
- ⑥ 2階での指導終了後、1 階の提出所にて申告書類一式を提出してください。  
提出時の注意事項がございます。P.10Ⅲをご覧ください。

### 【青色申告特別控除65万円を適用される方について】

令和 2 年度の税制改正において、基礎控除が 48 万円に引き上げられると併に、青色申告特別控除が 55 万円に引き下げられました。しかし、一定の要件のもとで確定申告書類等を e-Tax(電子送信)で提出することで 65 万円の控除が受けられます。当会ではマイナンバーカードを使って申告書類等を提出する方法を推奨しています。

確定申告期のみご来所されると、帳簿内容の確認が不十分となる可能性が高くなります。特に初めて 65 万円の控除を希望される場合は、必ず事前相談にお越しくください。また、マイナンバーカードを取得していない方は、原則 65 万円の控除を受けられません。マイナンバーカードの取得にご協力くださいますようお願いいたします。

※大森税務署の署外会場(Luz 大森)に於いて提出される場合は、原則として青色申告特別控除 65 万円の適用を受けることは出来ません。

※国税庁での通信障害が発生し e-Tax での電子送信が出来ない場合が過去にありましたが、その時は別途ご案内・ご対応させていただきます。確定申告の期限に近づくと、通信障害のリスクが高まりますので、お早目の申告をお願いします。

※令和 8 年 1 月 28 日(水)は、申告期レイアウトへの変更及び資料・備品等設置準備の為、事務局を閉鎖いたします。ご理解の程よろしく願いいたします。

## ～各種感染症対策のために～

当会では会員の皆様並びに指導職員の「健康を守る」を第一と考え、各種感染症の感染防止・感染拡大防止対策をとりながら対面での相談をさせていただきます。ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いします。

### [当会での感染予防・感染拡大防止対策について]

- ①職員は、手洗いうがいなど衛生面に留意し、マスク着用にて対応します。
- ②出入口には消毒薬を設置いたします。
- ③受付・対面での相談場所には飛沫防止シートを設置いたします。
- ④相談等終了後、机、椅子などの備品を都度消毒いたします。

### [ご来所される皆様をお願いする事] (ご相談をお受けする場合の条件)

- ①マスクの着用のない方、発熱・体調不良がわかる方、咳込みの激しい方は事前に予約いただいている場合であってもご相談の受付をお断りいたします。
- ②来所の際には、マスクの着用とアルコール消毒や石鹸での手洗いをお願いします。
- ③来所時に検温を実施させていただきます。
- ④ご相談はお一人(1事業主)1日1回を限度とし、おおむね30分～45分程度とさせていただきます。※対応時間はご相談内容によって異なります。
- ⑤ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者1名でお願いします。付き添いの方の場合は、相談時には1階にてお待ちください。
- ⑥万が一、申告会に於いてクラスターが発生した場合は、先着順期間(令和8年3月12日～3月14日)を短縮または中止する場合があります。できるだけ予約期間をご利用いただき、先着順でお越しいただく場合には電話やホームページでご確認の上お越しください。先着順期間が短縮または無くなってしまっても振替期間はありません。また、予約期間に発生した場合には先着順期間を短縮し振り替えます。
- ⑦先着順期間では三密を防ぐため整理券『あなたの受付番号は』の配布等に対応させていただきます。予定です。
- ⑧安全を確保するため、混雑時には指導会場への入館制限をかけることがあります。



### 3.持参書類のチェックリスト

収入に関する書類		
<input type="checkbox"/>	事業をされている方	青色申告決算書(一般用)控の下書き 支払調書等 (p.7 添付書類の見本参照) →同封の「所得の内訳書」への記入をお願いします。 棚卸表 (材料等の仕入れがある方) 集計表 決算書 2面 月別の売上・仕入金額
<input type="checkbox"/>	不動産貸付の方	青色申告決算書(不動産用)控の下書き 集計表 決算書 2面 不動産収入の内訳
<input type="checkbox"/>	配当がある方 分離課税を選択する場合、計算書及び申告書は税務署で作成していただきます。	支払通知書 特定口座年間取引報告書 →「下書き用申告書」への記入をお願いします。
<input type="checkbox"/>	給与がある方	源泉徴収票 (p.6 添付書類の見本参照)
<input type="checkbox"/>	退職金を受け取った方	源泉徴収票 (p.7 添付書類の見本参照)
<input type="checkbox"/>	公的年金をもらっている方  振込通知などのはがきでは詳細がわかりませんので、必ず源泉徴収票をご持参ください。 紛失した場合には再発行の依頼をしてください。	源泉徴収票 (p.6 添付書類の見本参照) 令和 8 年 1 月に日本年金機構からはがきが郵送されます。 大切に保管してください。 国民年金・厚生年金等 日本年金機構大田年金事務所(大田区在住の方) 03-3733-4141 企業年金 → 勤めていた会社等
<input type="checkbox"/>	生命保険等の個人年金をもらっている方	支払通知書 既払保険料又は支払額がわかるもの
<input type="checkbox"/>	生命保険等の一時金をもらった方	支払先の保険会社等でご確認ください。 紛失した場合には再発行の依頼をしてください。
<input type="checkbox"/>	株式等の譲渡等があった方 損失の繰り越しのみの方も右記のとおりです。	当会では決算書のみ作成いたします。左記の取引がある方は、左記の計算書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)
<input type="checkbox"/>	土地・建物の譲渡があった方	当会では決算書のみ作成いたします。左記の取引がある方は、左記の計算書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)
<input type="checkbox"/>	外国為替証拠金取引(FX)がある方	左記の取り扱い業者が発行する年間損益報告書、 海外業者の場合は年間の損益がわかるもの
<input type="checkbox"/>	暗号資産(仮想通貨)取引がある方	左記の取り扱い業者が発行する年間損益報告書、 国税庁 HP 掲載の暗号資産の計算書
<input type="checkbox"/>	その他	上記以外の収入があった場合は、入金明細が分かる書類をご持参ください。

基本的な必要書類を記載しております。このチェックリストに載っていても必要と思われる書類は相談時に必ずご持参ください。

再来所の場合も協力金をお願いしておりますので忘れ物のないよう必ずご確認ください。

なお、印鑑は不要になりましたが、振替納税を新たに利用される場合は金融機関の届出印をお持ちください。

## 所得控除・税額控除に関するもの

<input type="checkbox"/>	医療費 領収書は 5 年間保存	医療費控除明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(各明細書は作成してきてください)
<input type="checkbox"/>	国民健康保険・組合健保	支払金額のわかるもの(1月～12月の支払金額が必要) または、令和8年1月頃に区役所から送られてくるお知らせ
<input type="checkbox"/>	国民年金	控除証明書 控除を受ける場合に必要です。 紛失した時は下記へお問合せ下さい。 大田年金事務所 03-3733-4141
<input type="checkbox"/>	国民年金基金	
<input type="checkbox"/>	小規模企業共済	控除証明書 控除を受ける場合に必要です。 紛失した時は下記の自動発送サービスにお問合せ下さい。 小規模企業共済自動発送サービス 042-567-3308
<input type="checkbox"/>	生命保険	控除証明書 控除を受ける場合に必要です 紛失したときは加入している保険会社で確認してください。
<input type="checkbox"/>	個人年金	
<input type="checkbox"/>	地震保険	
<input type="checkbox"/>	寄付金	寄付した自治体、団体の領収書、証明書 別添の一覧表もご記入の上ご持参下さい。
<input type="checkbox"/>	障害者	各種手帳や認定書のコピー「事前確認書類」に記入して下さい
<input type="checkbox"/>	配偶者	収入がある場合収入が確認できる書類 別居の場合住所がわかるもの「事前確認書類」に記入して下さい 離婚・死別があった場合相談員にお伝えください。
<input type="checkbox"/>	扶養	収入がある場合収入が確認できる書類 別居の場合住所がわかるもの「事前確認書類」に記入して下さい
<input type="checkbox"/>	住宅借入金等特別控除	【初回の場合】 当会では決算書のみ作成いたします。左記の取引がある方は、左記の計算書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。) 【2回目以降の場合】→P.10 参照
<b>その他</b>		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード(現物) 全員必須です。発行していない方は、ご自身で申告書類等を提出する必要があります。	英数字6～16文字及び数字4桁の暗証番号が必要です。 電子証明書の有効期限の確認及び更新をお願いします。 通知カードをお持ちの方は、身分証明書も必要です。 控除対象配偶者や扶養親族の方は番号のみ必要です。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードメモ及びe-Taxメモ(はがきサイズ)	各種暗証番号等を書けるもので、当会からお渡ししていません。お持ちの方はご持参ください。
<input type="checkbox"/>	税務署からの「確定申告のお知らせ」の「封筒」または「はがき」	お手元に届いている方はご持参下さい。 (p.7 添付書類の見本参照)
<input type="checkbox"/>	納付書 (当会でご用意できませんのでご持参ください。)	振替納税を選択している方は不要です 納税地が大森税務署以外の方は、振替納税をご利用いただく(届出印と通帳等の口座番号がわかるものが必要)か、納付書を必ずご持参ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の予定納税や、消費税の中間納付がある方	税務署が発行した支払った金額がわかるもの 不明な場合は再度来所していただく場合があります
<input type="checkbox"/>	過去 2 年分の決算書・申告書の控え(消費税の申告をされる方は、過去4年分の決算書・申告書及び過去2年分の消費税の申告書の控えをお持ちください。)	



令和 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号									
区分	細目	支払金額					源泉徴収税額				
		内	千	円	内	千	円				
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は名称										
		(電話)									
		個人番号又は法人番号									
整理欄	①	②									

【報酬、料金、契約及び賞金の支払調書】

左記の支払調書を受け取っている方はお持ちください。

通常、令和8年1月頃に送付されます。

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右語で記載します。

309

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	令和 年 1月1日の住所										
		(役職名)									
		氏名									
区分	支払金額	源泉徴収税額					特別徴収税額				
		市	町	村	民	税	道	府	県	民	税
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分											
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日					
万円		年		年 月 日		年 月 日					
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は名称										
		(電話)									

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票】

退職所得のある方は、左記の源泉徴収票をお持ちください。

退職後、または令和8年1月頃までに受け取ります。

316

【確定申告のお知らせ】

「確定申告書」・「青色申告決算書」の代わりに上記の確定申告のお知らせがはがき又は封筒が届いた方は、必ずご持参下さい。

**重要**

令和 年分 確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様でご開封ください。

カスタマーコード

令和元年分確定申告書の受付期間及び納期限等

3	申告書の受付期間	納期限
所得税及び復興特別所得	令和 年2月 日( ) ~ 令和 年3月 日( )	令和 年3月 日( )
消費税及び地方消費税	令和 年1月 ~ 令和 年3月31日( )	令和 年4月 日( )

※ 納税の期日(土、日曜、祝祭日)は、税務署では関係及び申告書の受付は行っておりません。

差出人 03-9999-9999 JH2 XXXXXXXXX

このお知らせは、確定申告書等作成コーナーを利用された方や指定機関等を通じて申告書を提出された方などへ申告書・決算書等の用紙に代えて送付しています。

令和 年分確定申告書の作成に必要な情報

※ 確定申告書の作成は、スマートフォンで！

スマートフォンで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン画面で所得税の申告書を作成いただけます。

○ 「マイナンバーカード」& 「マイナンバーカード対応のスマートフォン」の画面で所得税の申告書を作成いただけます。

○ 「マイナンバーカード」& 「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方、税務署で発行されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

用意するものは、次の2つ！

① ID (利用者識別番号)

② パスワード (暗証番号)

※ ご利用に当たっては、税務署で交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知書」が必要となります。

※ 「マイナンバーカード方式」の対応については、裏面に記載ください。

※ この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。このお知らせは、令和8年11月6日現在の情報に基づき作成しています。

見守り番号 XXXXX-XXXXXXX

※ すでに申告書を提出された方にも送付されている場合があります。

確定申告書の作成は、スマートフォンで！

スマートフォンで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン画面で所得税の申告書を作成いただけます。

○ 「マイナンバーカード」& 「マイナンバーカード対応のスマートフォン」の画面で所得税の申告書を作成いただけます。

○ 「マイナンバーカード」& 「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方、税務署で発行されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

用意するものは、次の2つ！

① ID (利用者識別番号)

② パスワード (暗証番号)

※ ご利用に当たっては、税務署で交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知書」が必要となります。

※ 「マイナンバーカード方式」の対応については、裏面に記載ください。

※ この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。このお知らせは、令和8年11月6日現在の情報に基づき作成しています。

## 5.同封書類一式について

下記の書類を同封しております。該当する方はご記入いただき、相談時にご持参ください。

### A.集計表(一般用・不動産所得用)「A3」

会計ソフトをご利用されている方は記入の必要がありませんが、そうでない方はご記入をお願いします。

特に不動産貸付をされている方は部屋ごとの収入金額の合計の記入をお願いします。

### B.青色申告決算書控(一般用・不動産所得用)「A3 両面」

税務署からは青色申告決算書、確定申告書の送付にかえて「確定申告のお知らせ」が「封筒」または「はがき」で送付されます。当会の相談をご利用される方は同封の青色申告決算書の控をご利用ください。

提出用が必要な方は、1月下旬頃に税務署または当会でご用意できますので受け取りにお越しください。

一般用では 2 面の月別の収入の内訳、不動産用では 2 面の賃料収入の内訳の記入を必ずお忘れなくお願いいたします。

### C.確定申告書(下書き用)「A4 両面」

税務署からは青色申告決算書、確定申告書の送付にかえて「確定申告のお知らせ」が「封筒」または「はがき」で送付されます。当会の相談をご利用される方は同封の確定申告書の控をご利用ください。

提出用が必要な方は、1月下旬頃に税務署または当会でご用意できますので受け取りにお越しください。

※令和 4 年分から A・B の区分が無くなりました。

## D.消費税集計表 本則課税(一般用・不動産所得用)・簡易課税「A3」

令和5年分からインボイス制度が導入されました。消費税の申告が必要なすべての方は記入をお願いいたします。注意点等の詳細は『I.令和7年分の消費税の確定申告を行う方へ』をご覧ください。なお、本則課税での申告相談期間は3月18日(水)～3月31日(火)です。

## E.医療費控除の明細書「A4 両面」 必ずご記入ください!

医療費控除を選択される方は、医療を受けた人ごと、病院等ごとに合計金額を集計してお持ちください。

病院等の領収書の提出は必要ありませんが5年間保存義務があります。税務署に求められたときは提出しなければなりません。必ず年ごとにまとめて保存してください。

## F.寄付金の受領証等(一覧表)「A4 両面」

ふるさと納税と寄付金の寄付先が合計5件以上ある方は必ずご記入ください。

なお、政党等寄付金、認定NPO法人等寄付金、及び公益社団法人等寄付金に関しては、所得控除と税額控除を選択適用できますが、ご要望が無ければ原則として所得控除でのご対応とさせていただきます。

また、寄付先によっては住民税(都民税・区民税)が控除対象になる場合がございますが、ご自身がお住まいの都道府県・区市町村の対象団体かどうかは、ご自身でお調べいただくか、寄付先や各自治体等へ直接お問い合わせください。

## G.所得の内訳書「A4」

支払調書、配当所得、給与所得、退職所得等の合計が5件以上ある方は必ずご記入ください。各所得ごとの収入金額と、源泉徴収税額の合計の記入もお願いいたします。

## H.事前確認資料「A4」

事業主やご家族の情報をお書きください。主に控除の金額計算の為に利用します。

その他の重要な事項になりますので、可能な限りご記入をお願いいたします。

## I.令和7年分の消費税の確定申告を行う方へ「A3両面」

消費税の確定申告を行う全ての方は必ずお読みください。

## 6.その他の注意事項等

### I.土地・建物等の譲渡、株式等の譲渡に関する申告について

当会では決算書のみ作成いたします。該当する取引がある方は、当該の計算書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)

### II.はじめて住宅借入金等取得控除を受けられる方へ

当会では決算書のみ作成いたします。該当する取引がある方は、当該の計算書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)

なお、2年目以降の方はこの限りではありません。必ず前年分の控えと住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書をご持参ください。

### III.大森税務署及びその他の税務署へ申告書類等を提出される方へ

税務署の收受日付印押捺の廃止により、確定申告書類等のお預かりは一切できません。

マイナンバーカードをお持ちでパスワードがわかる方以外は、ご本人で税務署へ提出していただきます。

※大森署を含む各税務署の納付書をご用意できなくなりました。必要な方は、ご自身で納付書をご用意いただくか、振替納税制度をご利用ください。

なお、はじめて振替納税を利用される方や、お引越し等で納税地を変更された方は、金融機関の届出印と通帳等の口座番号がわかるものをお持ちください。

### IV.各種助成金・補助金・給付金等を受領した方へ

原則として、事業活動に伴うものは雑収入として計上し、その他不明な助成金等は支給元へ確認してください。

### V.会計ソフトをご利用の方へ

当会の推奨会計ソフトは、インストール版の弥生会計(やよいの青色申告)です。

オンライン版の弥生会計や、その他の全てのインストールソフト及びオンライン(クラウド)ソフトは当会推奨対象外の会計ソフトとなります。

当会推奨対象外の会計ソフトをご利用の方は、ソフトの操作や各種独自サービス・サービス連携等の、記帳(簿記会計)に関係のない部分のご相談はお受けできません。

なお、オンライン型(クラウド型)のソフトをご利用の方は、通信環境もご持参くださいますようお願いいたします。

※当会に無料 Wi-Fi を設置しておりますが、確定申告期などのアクセスが集中する時期に、通信状況によって繋がりにくい事象が散見されています。